



Index

目次

1p

- 秩父広域市町村圏組合管理者のごあいさつ
- 秩父地域の水道事業広域化の歩み

2p

- 「ちちぶ広域水道お客様センター」の開設
- 秩父広域市町村圏組合の組織に「水道局」が加わりました
- 開栓や休止の手続きは電話でも可能に
- 各地域浄水場

3p

- 基本計画における施設整備計画
- 水道管(給水装置)の新設、修繕工事
- 道路などで漏水を発見したら

4p

- 水道料金

未来のために

おいしい安全な水の供給



近年、水道を取り巻く環境は、国際化の進展や行政改革・規制緩和を背景とした民間技術を活用した官民連携の推進や運営基盤の強化、環境保全とらた今日の課題への対応を求められるなど、大きく変化しています。さらには、水道水の水質や災害時における給水の確保など、安全・安定についての住民ニーズも高まっています。一方、水需要は、長引く景気低迷に加え、少子・高齢化、

環境に配慮した循環型社会という時代潮流の中、減少傾向となつていきます。このような中、特に秩父地域においての水道事業経営は、人口の減少等に伴う給水収益の減少等により、いっそうの厳しさを増しています。また、老朽化した施設の更新や地震対策、高度化・複雑化する水質管理の強化など、様々な課題に直面しています。当水道局は、将来への事業の

方向性や実現方策を明らかにして、水道使用者の皆様に対して、安心・安全でおいしい水を供給し続ける水道事業を基本理念とし、「より美味しく安全な水」の安定供給体制を充実させ、「安全で安心なまらづくり」に貢献して行きたいと考えています。



秩父広域市町村圏組合 管理者 久喜邦康

秩父地域の水道事業広域化の歩み

平成28年	平成27年	平成26年	平成25年	平成24年	平成23年
2月24日	3月30日 3月21日 3月2日	12月24日	9月24日	10月23日	9月24日
秩父広域市町村圏組合議会議案第1回定例会において「秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例」の議案を可決	「秩父広域水道事業の統合に関する覚書」締結式 第25回ちちぶ定住自立圏推進委員会 ・基本構想・基本計画の決定	「秩父地域水道事業広域化基本構想(ビジョン)(案)に基づく水道広域化」意見募集(パブリックコメント)の実施(3/17まで)	「水道広域化準備室」の設置に関する覚書の締結式	「秩父地域水道広域化委員会」設立会議及び第1回委員会開催	1市4町全てで、「水道事業運営の見直し」の形成協定締結
秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について許可決定	「秩父広域水道事業の統合に関する覚書」締結式	「秩父地域水道事業広域化基本構想(ビジョン)(案)に基づく水道広域化」意見募集(パブリックコメント)の実施	「水道広域化準備室」の設置に関する覚書の締結式	「秩父地域水道広域化委員会」において「組織統合」に向けて検討していくことの結論	
埼玉県知事より秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について許可決定	「秩父広域水道事業の統合に関する覚書」締結式	「秩父地域水道事業広域化基本構想(ビジョン)策定審議会委員嘱状交付式	「水道広域化準備室」の設置に関する覚書の締結式	「秩父地域水道広域化委員会」において「組織統合」に向けて検討していくことを承認	
秩父広域市町村圏組合議会議案第1回定例会において「秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例」の議案を可決	「秩父広域水道事業の統合に関する覚書」締結式	「秩父地域水道事業広域化基本構想(ビジョン)策定審議会委員嘱状交付式	「水道広域化準備室」の設置に関する覚書の締結式	「秩父地域水道広域化委員会」において「組織統合」に向けて検討していくことを承認	
埼玉県知事より秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について許可決定	「秩父広域水道事業の統合に関する覚書」締結式	「秩父地域水道事業広域化基本構想(ビジョン)策定審議会委員嘱状交付式	「水道広域化準備室」の設置に関する覚書の締結式	「秩父地域水道広域化委員会」において「組織統合」に向けて検討していくことを承認	
秩父広域市町村圏組合議会議案第1回定例会において「秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例」の議案を可決	「秩父広域水道事業の統合に関する覚書」締結式	「秩父地域水道事業広域化基本構想(ビジョン)策定審議会委員嘱状交付式	「水道広域化準備室」の設置に関する覚書の締結式	「秩父地域水道広域化委員会」において「組織統合」に向けて検討していくことを承認	
埼玉県知事より秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について許可決定	「秩父広域水道事業の統合に関する覚書」締結式	「秩父地域水道事業広域化基本構想(ビジョン)策定審議会委員嘱状交付式	「水道広域化準備室」の設置に関する覚書の締結式	「秩父地域水道広域化委員会」において「組織統合」に向けて検討していくことを承認	
秩父広域市町村圏組合議会議案第1回定例会において「秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例」の議案を可決	「秩父広域水道事業の統合に関する覚書」締結式	「秩父地域水道事業広域化基本構想(ビジョン)策定審議会委員嘱状交付式	「水道広域化準備室」の設置に関する覚書の締結式	「秩父地域水道広域化委員会」において「組織統合」に向けて検討していくことを承認	
埼玉県知事より秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について許可決定	「秩父広域水道事業の統合に関する覚書」締結式	「秩父地域水道事業広域化基本構想(ビジョン)策定審議会委員嘱状交付式	「水道広域化準備室」の設置に関する覚書の締結式	「秩父地域水道広域化委員会」において「組織統合」に向けて検討していくことを承認	

「ちちぶ広域水道お客様センター」の開設

水道局では、サービスの向上と経営の効率化を図るため、平成28年4月1日から秩父広域市町村圏組合水道局別所浄水場内に「ちちぶ広域水道お客様センター」を開設しました。

これまで秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の水道事業で取り扱っていた水道料金に関する業務の窓口は本化となります。運営は秩父広域市町村圏組合が委託した民間会社の(株)

両システムズが責任を持って行い、民間のノウハウを活かし、これまで以上にコスト削減とサービスの向上を目指します。

開設場所：秩父広域市町村圏組合水道局別所浄水場内

〒368-0054

秩父市別所538番地

営業時間：平日8時30分～17時15分(土日及び祝祭日、年末年始を除く)



取扱業務...

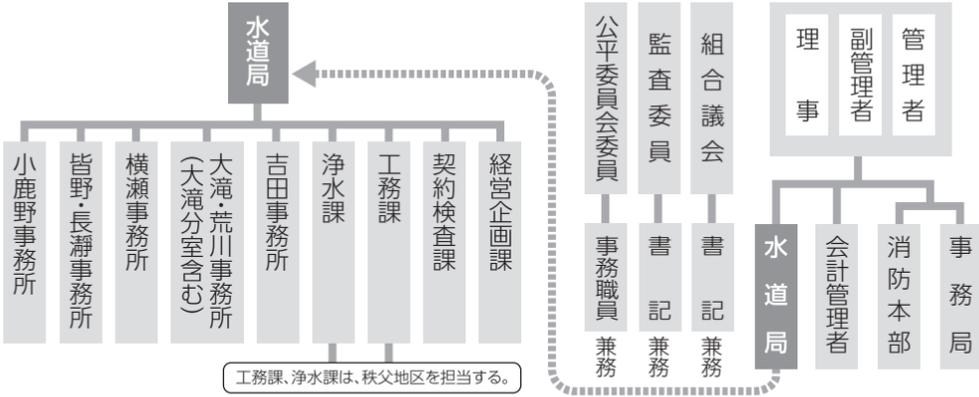
- (1) お客様への窓口対応
- (2) 水道の使用開始・使用中の受付、現地での開閉栓作業
- (3) 水道メーターの検針
- (4) 水道料金・下水道使用料の請求および収納
- (5) その他水道料金に関する業務
- (6) 給水工事受付の一部

秩父広域市町村圏組合の組織に「水道局」が加まりました

秩父市、横瀬町、小鹿野町の各水道事業と、皆野・長瀬上水道事業を統合

秩父広域市町村圏組合の水道事業を運営するために、新たに水道局を設立しました。下記の組織図のとおり、水道局には、経営企画課、契約検査課、工務課、浄水課が別所浄水場に、吉田事務所、大滝・荒川事務所、横瀬事務所、皆野・長瀬事務所、小鹿野事務所がそれぞれの地域に設置されます。

秩父広域市町村圏組合 組織体系図



各課・各事務所の主な事務内容

課名	主な事務内容	場所
経営企画課	・経理 ・給水契約 ・料金 ・統計	別所浄水場 事務所2F
契約検査課	・入札 ・契約 ・工事検査	
工務課	・給水工事 ・更新工事 ・漏水等の修繕	
浄水課	・水質 ・浄水場管理	
吉田事務所	・給水工事	秩父市役所吉田総合支所1F
大滝・荒川事務所	・更新工事	秩父市役所荒川総合支所1F
横瀬事務所	・漏水等の修繕	姿見山浄水場
皆野・長瀬事務所	・水質	皆野浄水場
小鹿野事務所	・浄水場管理	小鹿野浄水場

各種手続き、お問い合わせ先はこちら

地区	事務内容	水道料金*1、検針*2 使用開始・休止*3	給水工事受付*4 給水台帳・図面*5	水道工事*6 漏水	水質*7	
秩父市	旧秩父地区	ちちぶ広域水道お客様センター 所在地：別所浄水場 秩父市別所538 ☎：0494-25-5221 FAX.0494-23-6444	工務課 所在地：別所浄水場 ☎：0494-25-5222	浄水課 所在地：別所浄水場 ☎：0494-23-6197		
	旧吉田地区					吉田事務所 所在地：吉田総合支所 秩父市下吉田6585-2 ☎：0494-72-6085
	旧荒川地区 旧大滝地区					大滝・荒川事務所 所在地：荒川総合支所 秩父市荒川上田野1734-6 ☎：0494-54-2397
	横瀬町					横瀬事務所 所在地：姿見山浄水場 横瀬町大字横瀬3471-1 ☎：0494-23-4133
皆野町・長瀬町	皆野・長瀬事務所 所在地：皆野浄水場 皆野町大字皆野283 ☎：0494-62-0554	平成28年度 拡大 → 平成29年度				
小鹿野町	小鹿野事務所 所在地：小鹿野浄水場 小鹿野町小鹿野681 ☎：0494-75-0043	平成29年度 拡大 → 平成29年度				

※1 水道料金：ご請求内容に関することや、お支払方法に関する
こと、水道契約の登録内容に関することなどです。
※2 検針：2ヶ月に一度、ご使用者の敷地内に設置されているメ
ーターの指針確認をいたします。これに基づき、請求を行います
ので、メーターが見られるようにご協力をお願いします。
※3 使用開始・休止：お引越しなどに伴い、新たに水道をお使
いになる場合は使用開始、水道の使用を止める場合は休止の
手続きが必要です。
お引越しなどのご予定が決まりましたら、電話にてお早め
のご連絡をお願いします。
秩父地域内間の転居に伴う、使用開始・休止の場合は、旧住
所にて口座振替をご利用の方で、新住所にて口座振替をご
希望の方は、その継続ができますので、ご希望される場合は、
その旨をお伝えください。

※4 給水工事受付：給水工事は新たに水道管を敷地に埋設する場合や、
建物の新築や増改築などに伴う配管工事のことです。給水工事は当
局指定の給水装置工事事業者でなければ、行うことができません
ので、ご注意ください。
※5 給水台帳・図面：水道の埋設図面を有料で交付しております。給水
工事前にご確認することをお勧めいたします。
※6 水道工事：古くなった管の更新工事を行っています。工事期間には
通行や音などでご不便をおかけする場合がありますので、ご理解と
ご協力をお願い致します。
※7 水質：水質の検査計画に基づき、地区ごとに検査しています。水道
水は検査項目が非常に多く、国の基準に適合しており、安心してお
飲みいただけます。しかしながら、取水している川の状況や、配管
の仕様・老朽化によって、味や見た目が変化することもあります。
気になる点やご確認したいことがありましたら、お問い合わせくだ
さい。

開栓や休止の手続きは 電話でも可能に

これまでの各水道事業体で行
っていた手続きの方法が変わりま
した。

水道使用開始や休止の申込み、
登録内容の変更はお電話やF A
Xで、より簡単に手続きできる
ようになりました。



なお、これまで各事業体で行
っていた主な業務区分に対する窓
口は左記の表のようになります。
その他、ご不明な点がありまし
たら、お気軽に「ちちぶ広域水
道お客様センター」にお問い合
わせください。

各地域浄水場

営業口：月曜日～金曜日(祝祭日、
年末年始を除く)
営業時間：午前8時30分～午後5
時15分



小鹿野浄水場 ☎0494-75-0043 (小鹿野事務所)



皆野浄水場 ☎0494-62-0554 (皆野・長瀬事務所)

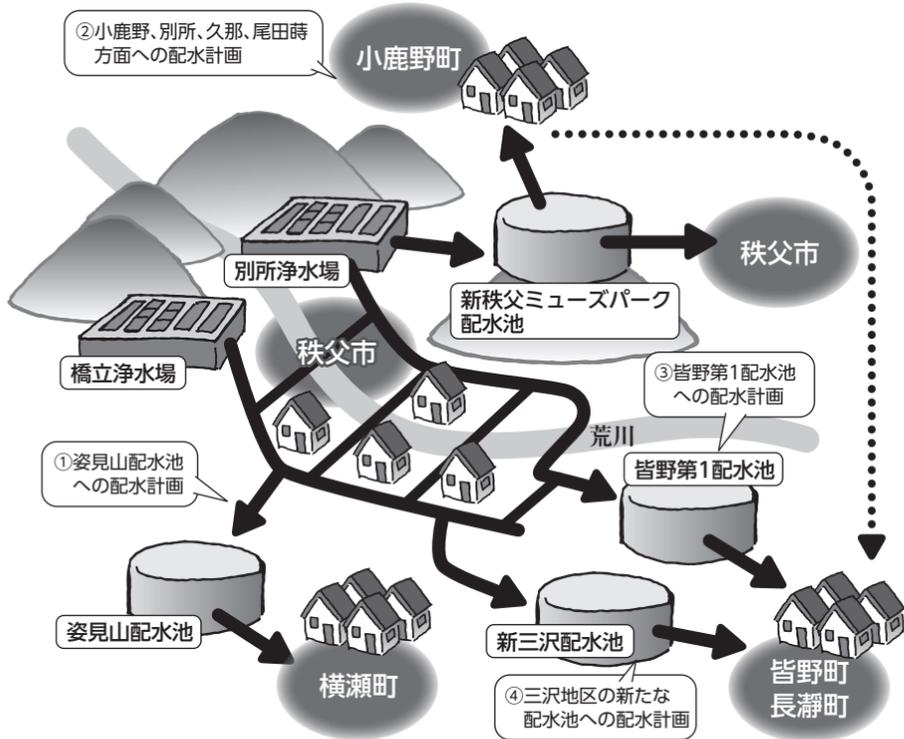


姿見山浄水場 ☎0494-23-4133 (横瀬事務所)



別所浄水場 ☎0494-25-5221 (ちちぶ広域水道お客様センター)

施設整備計画の考え方
別所・橋立浄水場を拠点施設とした施設整備



水道広域化の施設整備計画

13の整備計画

広域化施設整備計画	対象機関										備考	
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37		
橋立浄水場の整備												
①耐震基幹管路の整備 (Aルート) 姿見山配水池への配水計画												
②新秩父ミュージックパーク配水池の建設												
③耐震基幹管路の整備 (Bルート) 皆野第1配水池への配水拡大												
④耐震基幹管路の整備 (Aルート) 新三沢配水池への配水計画*												
⑤大指地区、古池地区 (未給水地区) への供給計画												
⑥石原地区への配水計画												
⑦新秩父ミュージックパーク配水池から長留地区・柴原地区への配水計画												
⑧山口浄水場から森下地区への配水計画												
⑨皆野第1配水池から金沢浄水場エリアへの配水計画												
⑩小鹿野浄水場エリアの拡大 (竹平浄水場エリア・三山浄水場エリアへの配水)												
⑪河原沢浄水場エリアの拡大 (三山地区への配水)												
⑫上野野配水池及び橋立浄水場への配水計画*												一部11年目以降に実施
⑬中井浄水場から大畑浄水場エリアへの配水計画*												11年目以降に実施

※対象期間は、設計業務期間を含みます。
 ※1 高篠浄水場エリアの配水計画は、耐震基幹管路の整備 (A・Bルート) が終了した時点で実施 (長期計画)
 ※2 橋立浄水場への配水計画は、安谷川浄水場の水量不足が解消した時点での実施 (長期計画)
 ※3 大畑浄水場への配水計画は、中井浄水場の水量不足が解消した時点での実施 (長期計画)

基本計画における施設整備計画

「施設整備と統廃合及び基幹管路の整備」、「経年施設の更新」、「重要給水施設等の整備」を進めます



水道水は炊事や洗濯、お風呂やトイレ等、くらしのさまざまな場面で使われています。また、火災のときに消火栓から出る水も水道水です。

水道局では、強い地震等の災害が起きたときでも水道水を安定的に供給できるように、基本計画に基づき計画的な更新と耐震化を進めていきます。

秩父地域の給水人口等は、平成26年度現在、給水人口102,900人、給水区域面積156.41km²、人口密度657.9人/km²であり、1市4町の行政区域内人口は104,821人です。

管路は、地域内に約1,038km布設されており、その内訳は秩父市で約594km、横瀬町で約79km、皆野・長瀬上下水道組合で約174km、小鹿野町で約191kmです。秩父地域の一人当たり管路延長は10.1m/人であり、埼玉県の一入当たり管路延長3.8m/人と比べると2.6倍長く、維持管理面などにおいて非効率的といえます。

浄水場は、地域内に41箇所あり、1,000m³/日以上処理能力がある主要浄水場は、秩父市の別所浄水場、橋立浄水場、塚越浄水場、安谷川浄水場、谷津川浄水場、横瀬町の姿見山浄水場、山口浄水場、皆野町の皆野浄水場、小鹿野町の小鹿野浄水場の9箇所です。その中でも、別所浄水場と橋立浄水場は、処理能力の規模や地形 (位置、標高) においても秩父地域の拠点となる浄水場といえます。



水道管 (給水装置) の新設、修繕工事



水道管工事

建物の新築や増改築、漏水による修繕など、給水工事は水道局指定の給水装置工事業者以外の業者は行うことができません。また、配水管及び給水管から水道メーターまでの間で漏水した場合は、水道局の負担で修繕いたします。

道路などで

漏水を発見したら

次のような例を発見した場合、至急水道局へお知らせください。

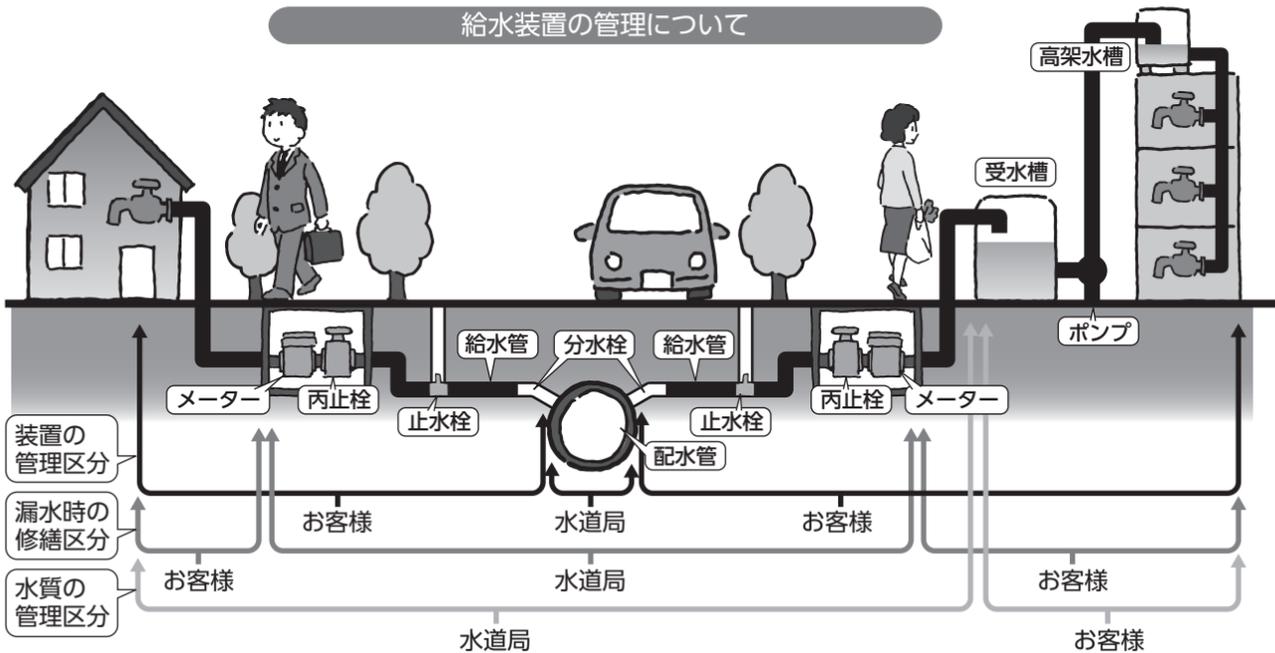
そのまま放置されていると、大切な水が無駄になるばかりか大きな事故を引き起こす原因にもなりかねません。ご協力をお願いいたします。



【漏水の主な例】

- 道路がいつも濡れている
- 普段乾いている水路にきれいな水が流れている
- 水圧が低くなった
- 敷地内でぬかるんでいるところがある

給水装置の管理について



漏水について

水道メーターまでの漏水は、有収率向上等の観点から、水道局が修繕を行います。漏水を発見した場合は、ご連絡をお願いいたします。

水道メーターよりお客様側の漏水は指定給水装置工事業者へ修繕を依頼してください。

受水槽の水質管理

受水槽所有のお客様は、適宜点検をお願いいたします。また、受水槽容量により、年1回の受水槽内の清掃や水質検査等が水道法で義務付けられています。

詳しくは工務課にお問い合わせください。

水道料金

水道料金は2か月に一度の水道メーターの検針に基づいてご請求します。
 なお、統合時の水道料金は今までと変わりません。
 また、公共下水道を利用している場合は、下水道使用料を併せて請求いたします。

自分に合うお支払方法を選択できます



水道料金のお支払方法は、口座振替、納付書払い、クレジットカード払いの3つから選べます。それぞれ利用できる機関が異なりますので、下記の表をご確認の上、ご登録ください。

なお、平成28年4月1日以前から水道をご契約している方のお支払方法は、いままでも水道事業でご利用していたお支払方法を広域統合時に引き継いでおります。

これまでの地域ではご利用できなかった金融機関やコンビニエンスストア等がご利用できるようになりましたので、ご契約者様に最適なお支払い方法をご検討いただけます。

料金のお支払い方法

口座振替のできる金融機関	りそな銀行、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、足利銀行、東和銀行、埼玉縣信用金庫、埼玉信用組合、中央労働金庫、ちちぶ農業協同組合の各本支店、ゆうちょ銀行・郵便局
納付書によるお支払窓口	金融機関 上記金融機関、みずほ銀行の各本支店 ※ゆうちょ銀行・郵便局は、関東各都県および山梨県に限る
	コンビニエンスストア セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、サークルK、サンクス、セーブオン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、スリーエス、ポプラ、生活彩家、スリーエイト、エブリワン、セイコーマート、コミュニティストア、ココストア、くらしハウス、北海道 SPAR、MMK 設置店
	水道事業 ちちぶ広域水道お客様センター (別所浄水場)
クレジットカード	4月1日よりクレジットカードでの納付申請が可能です。詳しくは水道局ホームページからご確認ください。 ※以下のブランドが入ったカードがご利用いただけます。 



検針期間、納入期限が統一されます

水道料金は前回検針から次の検針までの使用水量から算定しています。この検針スケジュールが地域によっては変更となります。「検針からご請求までのスケジュールの例」(左図)をご参照いただき、変更についてご理解とご協力をお願いいたします。

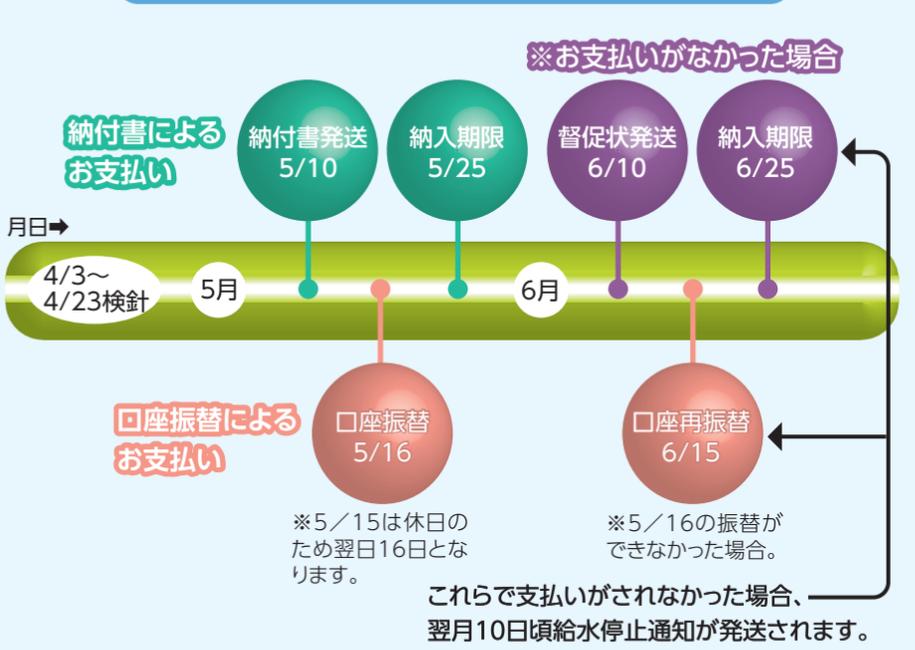
大きな変更点として、横瀬町の地域では毎月検針であったものが、隔月検針となり、偶数月に検針するようになります。そのため、統合後の最初の検針は4月となり、ご請求は5月となりますが、この5月請求分は1ヶ月のご使用金額となります。以降、ご請

求は7月、9月と隔月となり、2ヶ月のご使用金額となります。その他の地域では、検針の日程が以前とは多少異なる地区が発生いたします。

また、納入期限や口座の振替日も地域によっては変更となります。統一された今後のスケジュールのうち、主な日程については「検針期間、口座振替、納入期限」をご覧ください。

ご不明な点や、ご相談したいことがございましたら、ちちぶ広域水道お客様センターまでお問い合わせください。

検針からご請求までのスケジュールの例



■検針期間、口座振替、納入期限

- 検針期間：隔月3日～23日頃
 - 納入期限：検針月の翌月25日
 - 口座振替：検針月の翌月15日
 - 口座再振替日：口座振替の翌月15日
- ※口座振替や納入期限は、土日・祝祭日の場合は翌営業日となります。

広域統合前と水道料金の単価は変わりません

統合時には各水道事業で適用していた水道料金体系が引き続き適用となりますので、平成28年4月1日から請求金額が以前と変わることはありません。

各水道事業の料金体系は、5年以内に統一する予定です。それまでは、同じ使用水量であっても地域ごとに請求金額が異なりますので、ご理解をお願いいたします。

水道料金のお支払いについてご協力を

施設を維持していくための原資となりますので、納期内納付にご協力をお願いいたします。

水道施設の老朽化が最近ニュースに取り上げられているように、秩父地域でも大きな課題となっています。将来にわたり、水道施設を維持していかねばなりませんので、今後とも当組合水道事業にご協力をよろしくお願いたします。

